
中学軟式野球クラブ 上磯ベース

－ 規 約 －

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称)

本クラブの名称は『上磯ベース』（以下「本クラブ」という。）と称する。

第 2 条 (所属)

本クラブは、北海道中学軟式野球連盟、北海道チャンピオンシップ協会、函館軟式野球連盟に所属する。

第 3 条 (事務局)

本クラブの事務局は、『北海道北斗市谷好3丁目430-2』に置く。

第 2 章 目 的

第 4 条 (目的)

本クラブは、野球の原点に立ち返り「大好きな野球を全力で楽しむ」をテーマに掲げ、緊張感の中にある本当の野球の楽しさを伝え、子どもたち本来の素顔を引き出しながら感動する野球を届ける。また、野球に通ずる各種運動や食育・ケガ予防・メンタルトレーニングなど様々な活動を通じて、子どもたち自身の気づきと自主性を養い、心身ともに元気で明るく素直な少年・少女を育成することを目的とする。

第 3 章 組 織

第 5 条 (構成)

本クラブは、役員、指導部、父母会、部員によって構成する。

第 6 条 (役員)

本クラブに次の役員を置く。

■代表	1名
■事務局長	1名
■事務局次長・会計	1名
■総監督（指導部）	1名
■監督（指導部）	1名
■ヘッドコーチ（指導部）	1名
■コーチ（指導部）	2名
■会長（父母会）	1名
■副会長（父母会）	2名
■代表監査（父母会）	1名

第 7 条 (指導部)

指導部は次のとおり構成する。

■総監督	1名
■監督	1名（30番）
■ヘッドコーチ	1名（29番）
■コーチ	2名（28番・27番）

第 8 条 (父母会)

本クラブに入団の保護者は、父母会会員とする。

父母会会員は、あくまでも本クラブの運営サポートをするものとし、指導方法及び采配等は指導部に一任する。

父母会会員の中から次の役員を置き、本クラブ役員と連携してサポート業務の指揮をとる。

- 会長 1 名
- 副会長 2 名
- 監査 2 名 (うち 1 名代表監査)
- 幹事 若干名

第 9 条 (団員)

団員は、渡島管内に居住する中学 1 年生から中学 3 年生までの青少年とする。ただし、諸事情により区域外に居住している青少年の入団申込みがあった場合には、役員会で入団の可否を決定する。小学 6 年生は、練習生として入団を認めるものとする。

第 10 条 (総会)

総会は、団員を除く本クラブの役員、指導部、父母会をもって構成し、総会は、原則として年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

なお、役員及び指導部並びに父母会役員については、総会にて決定する。

第 4 章 活 動

第 11 条 (練習)

練習は、原則として火曜・木曜・土曜・日曜・祝日とする。

第 12 条 (練習会場)

萩野小学校グラウンド・北斗市運動公園野球場・木古内町鷹取球場 他

なお、冬期間は室内練習場 (ハウス) 他

第 13 条 (練習時間)

- 午後 6 時 00 分～午後 8 時 45 分 (平日)
- 午前 9 時 00 分～午後 3 時 00 分 (土日・祝日)

第 14 条 (試合)

試合は、各加盟団体が主催する大会、その他交流戦などに参加する。練習試合は、監督が必要と認めた場合に行い、本クラブから貸与したユニホームを着用する。

なお、団員数によっては、チームを分けて大会に参加することがある。

第 15 条 (休み)

学校行事、家庭事情など必要に応じて休みを認めるが、必ず指導部のいずれかに報告すること。

また、団員が通う学校での各種試験の 1 週間前は原則休みとするが、大会と重なった場合は、団員の判断により参加を認める場合もある。

第 5 章 入退団

第 16 条 (入団)

本クラブに入団を希望する者は、第 4 条 (目的) を理解し、保護者の承諾を得た上で所定の入団申込書及び健康調査票を提出する。

第 17 条 (退団)

本クラブから退団を希望する者は、本人の意志により退団できるものとする。

第 18 条 (退団勧告)

次の事項に該当したときは、役員会の決議により退団させられることがある。

- (1) 本クラブや団員及び関係者の対面を傷つけたり、規約に反する行動などがあったとき。
- (2) 団費の長期滞納があったとき。
- (3) 学校の成績が著しく低下したとき。

第 6 章 会 計

第 19 条 (期間)

本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

第20条（団費）

年団費は、4月に徴収する。なお、年度途中の入団であっても、第19条（期間）の会計年度分として全額徴収する。

月団費は、入団した月より徴収する。

なお、途中退団の場合、年団費及び月団費の返金を行わない。

■年団費 5,000円

■月団費 3,000円

第21条（運営経費）

本クラブの運営経費は、年団費、月団費、寄付金、その他収入をもって充てる。

第22条（団費の変更）

本クラブの団費の変更は、役員会の決議により変更することができる。

第23条（自己負担）

帽子（試合用・練習用）、ストッキング（試合用）、ユニホーム下（試合用・練習用）、スパイク（白）など個人の野球用品、遠征費、保険料などについては個人負担とする。

第7章 安全・健康管理

第24条（安全・健康管理）

本クラブは、団員の安全及び健康管理について次のとおりとする。

- （1）団員及び指導者は、本クラブが指定する保険に加入すること。
- （2）指導者は、団員の安全及び健康管理について常に留意し、活動中に事故者のないよう事前に防止対策を図ること。
- （3）移動や活動中において、万が一災害や事故等が発生した場合は、指導者及び保護者が協力し、必要な救護を行うとともに団員の安全確保に努めること。
- （4）指導者は、必ず健康調査票を確認し、団員の健康状態を把握すること。
- （5）保護者は、団員の身体に異常がある場合は、必ず指導者に伝えること。

第25条（責任範囲）

本クラブでは、第24条（安全・健康管理）の事項において、万が一不慮の事故が起こった場合、保険の範囲内で処理は行うが、それ以外は一切責任を負わない。

第8章 催事

第26条（入団式・卒団式）

新入団員の入団式、3年生の卒団式は、本クラブとして開催する。日程については、その都度調整する。

第27条（その他）

その他必要に応じて催事を開催する場合がある。その場合、役員会で決定する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。